

全国看板メンテナンスネットワーク会（メンテ君）

会則

（名称）

第1条 会は、全国看板メンテナンスネットワーク会「メンテ君」（以下「会」という。）と称する。

（目的）

第2条 会は、一般のクライアント様にメンテナンスの重要性を認知してもらう為に努力し、看板の点検・メンテナンスを通して安心・安全な看板のある街を創出していくことを目的とする、今までは高度経済成長を背景に多くの看板が製作され乱立、野放し状態となっていたが、今後は製作後の点検業務がいかに重要であるかを認識し、看板の点検・メンテナンスの資格を取得した会員が協力し、安全な街の景観をつくることに努める。個々の看板業者がメンテナンスに対し努力している昨今、個々の力より全国圏の会員で統合し、より高いレベルへのスキルアップに努める。

（活動内容）

第3条 会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- （1）会員には看板のメンテナンスにおけるセミナー及び勉強会の情報提供をする。
- （2）会員相互の情報交換、仕事における協力を惜しまないものとする。
- （3）会員は車体に必ずメンテ君の表示をする。
会は入会登録完了後、ロゴデータの仕様マニュアルを送信する。
- （4）定時総会は年に一回、会員の親睦と情報交換を目的として開く事とする。

（会員）

第4条 会の会員は、「屋外広告士」「一級・二級建築士」「広告物点検技士」「一種・二種電気工事士」「ネオン工事士」「建設業許可（鋼構造物工事業）」「一級・二級建築施工管理技士」の内、3資格以上を有する事を必須条件とする。

- （1）入会申し込み時に資格取得番号を会に提示する。
- （2）上記必須条件を満たした場合でも、会は入会を拒否することができる。

（役員）

第5条 会には、次の役員をおき、任期は3年とし、再任を妨げないものとする。

- （1）地区代表幹事をおき、その中から代表幹事1名、副代表幹事2名を選出する。
- （2）幹事は会員間の推薦とし、指名を受けたものは引き受けるものとする。
- （3）顧問をおくことが出来るものとする。

（会費）

第6条 会費は必要としない。但し、定時総会・勉強会時のみ実費が必要となります。

（その他）

第7条 会の運営において、風紀を乱す会員、お客様からのクレームが多い会員は、幹事会の決議をもって脱会とする。

（附則）

この会則は、平成29年1月13日から施行する。